

令和6年6月10日 京都府国土利用計画審議会(土地利用計画部会)における委員からの意見等に係る中間案への対応について

委員意見等	対応部分	備考
<p>1 太陽光パネルの今後について</p> <p>・太陽光発電について、環境保全と産業振興の対立する関係をどうするかという観点を踏まえて記載をしていただきたい。(角会長・栗山委員・森井委員)</p>	<p>1 土地の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 土地利用の基本方針</p> <p>ア 土地をめぐる基本的条件の変化と課題</p> <p>(ウ) 自然環境の保全・創出と環境共生に向けた対応</p> <p>地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。</p> <p>自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や土地保全など、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼす。</p> <p>また、環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、地域資源を最大限に活用した脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組の推進を通じて、持続可能な社会を構築していくことは、次世代に美しい自然や、景観・まちなみ、多彩な文化を継承していくために必要不可欠である。</p> <p>一方、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められる中、太陽光発電設備や風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。</p> <p><u>太陽光発電設備の設置に適した土地が減少する中、地域社会と共生する再エネ導入を推進するためには、災害の防止や自然環境及び景観の保護に十分に配慮しながら、再生利用が困難な荒廃農地等の活用など、健全な地域振興にも貢献する事業の普及に向けた検討が必要である。</u></p>	<p>▶本文P 6、7参照</p>

委員意見等	対応部分	備考
<p>1 太陽光パネルの今後について</p> <p>・太陽光発電について、環境保全と産業振興の対立する関係をどうするかという観点を踏まえて記載をしていただきたい。(角会長・栗山委員・森井委員)</p>	<p>イ 土地利用の基本方針</p> <p>(ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理</p> <p>また、持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、駐車場や既存建築物の屋根をはじめとする利用されていない箇所への太陽光発電設備の導入や、地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス発電などの地域の活性化や災害時の活用の観点からも重要となる多様な再エネの普及促進など、地域の再エネポテンシャルを最大限に活用した地域共生型の再エネ導入促進を図るとともに営農型太陽光発電等の地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区形成を支援し、府内各地への展開を図る。</p> <p><u>一方で、太陽光発電設備の設置については、周辺環境との調和の観点から、引き続き法令等に基づく手続を経るよう指導するとともに、適切な対策を開発行為者に求めている。</u></p> <p><u>また、太陽光発電設備の設置を目的とする森林開発行為については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）の一部改正により、令和5年(2023年)から森林法第10条の2第1項による知事の許可が必要となる面積規模が変更となり、規制が強化されている。</u></p> <p><u>特に、事業終了後の措置、排水施設の断面及び構造、残置又は造成する森林の割合や配置等について別途許可基準の運用を定めるとともに、必要に応じて景観への配慮に努めるよう指導していく。</u></p> <p><u>これらに加えて、今後見込まれる太陽光発電設備の大量廃棄に向けて、太陽光発電設備の長寿命化や使用済み太陽光発電設備のリユース・リサイクルの促進に向けた検討も併せて進めていく。</u></p> <p>これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs事業を次々と生み育て続けることができる自立した地域をつくりつつ、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。</p>	<p>▶本文P11参照</p>

委員意見等	対応部分	備考
<p>2 都市空間のあり方について</p> <p>・人中心の都市空間づくりについて、記述していただきたい。（岡井委員）</p>	<p>1 土地の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 土地利用の基本方針</p> <p>ア 土地をめぐる基本的条件の変化と課題</p> <p>(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理</p> <p>地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理については、・・・略</p> <p>また、令和3年(2021年)に「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」(令和3年京都府条例第25号)を策定し、多様化する移住の需要への対応や、地域の住民との交流促進による、地域社会の担い手として活躍できる環境の整備、空家の活用をはじめとする地域の活性化などの取組を進めている。具体的には、空き家所有者と空家購入希望者のマッチングをはじめとする移住促進の取組を通じて、定住人口の増加と交流人口の拡大を図り、地域の活性化を目指していく。</p> <p>都市においては、行政、教育、医療、福祉、商業等の都市機能を維持するとともに、低未利用土地や空き家の有効利用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。</p> <p><u>また、まちなかにおいて多様な人々が集い、市民農園・体験農園、緑地・広場、通路、休憩施設等の交流することができる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要であることを踏まえ、各都市における秩序ある市街地形成を目指した事業を推進する。</u></p>	<p>▶本文P8参照</p>

委員意見等	対応部分	備考
<p>2 都市空間のあり方について</p> <p>・人中心の都市空間づくりについて、記述していただきたい。（岡井委員）</p>	<p>(エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理</p> <p>京都府の令和4年(2022年)の合計特殊出生率は1.18 略・・・進めている。</p> <p>合計特殊出生率が全国平均と比べて高い府内市町村を分析すると、職住の近接や、多様な職業・働き方を選択できることにより、仕事と私生活や子育てとの両立がしやすいこと、女性の就業率が高く、共働きによる経済的なゆとりが片働きに比べて作られていること、持ち家や広い床面積など、暮らしやすく子どもを持ちやすい住環境があることなどに特徴がある。このことから、市町村と連携した子育てにやさしいまちづくりの展開や、子ども食堂や子どもの居場所づくりなど地域コミュニティの中で子育てができる環境整備などに空き家・空き店舗等の有効活用を図るとともに、子育て世帯に対する住宅・土地の負担軽減措置の実施などに取り組む。</p> <p>さらに、子育てにやさしい企業団地の取組を進めるとともに、働きやすい職場づくりに取り組む企業の立地に対する重点的な支援等を行い、子育てにやさしい企業等の集積を促進する。</p> <p>また、教育の観点からは、府立高等学校においてICT等を活用して府内のどこからでも特別講座を受けられる教育環境をつくるなどの取組を進めることで、経済的条件・地域条件にかかわらず、意欲ある生徒がその力を存分に伸ばす学習機会の創出を図る。</p> <p><u>さらに、子育ての観点からも、誰もが安全・快適に通行できるようユニバーサルデザインに基づいた歩道の整備、段差の解消・急勾配の改善等により歩行者の安全・快適な通行の推進を図るとともに地域、学校、行政、警察等が連携し、歩行空間の整備や事故危険箇所における交通安全対策を図ることにより未就学児が集団で移動する経路や通学路等の安全の確保を目指す。</u></p>	<p>▶本文P12参照</p>

委員意見等	対応部分	備考
<p>3 土地利用の転換について</p> <p>・全体的な観点からの土地利用の転換というようにことをもう少し入れていただきたい。(岡井委員)</p>	<p>(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理</p> <p>地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理については、・・・略</p> <p>その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地及び森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を効率的に図る。</p> <p>また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。</p> <p>なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、<u>地域社会の持続性を重視する観点も含め地域全体の土地利用を俯瞰的に捉え、社会的状況や転換の規模等多様な要素を総合的に衡量しつつ、</u>慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。</p>	<p>▶本文 P 9 参照</p>

委員意見等	対応部分	備考
<p>4 流域治水プロジェクトに関する記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の考え方に基づき、国計画と同じ記述をすべきではないか。 <p>(角会長)</p>	<p>(イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理</p> <p>土地本来の災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理については・・・略</p> <p>また、災害時のリダンダンシーの確保の観点から、高規格道路におけるミッシングリンクの解消、幹線道路の整備、地域公共交通の維持、河川改修や砂防・急傾斜地における土砂災害対策等を進める。</p> <p>あわせて、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水プロジェクトの充実を目指し「治水効果の見える化」を図るとともに、<u>土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域に都市機能や居住を誘導する。</u></p>	<p>▶本文P 9、10 参照</p>
<p>5 生活空間における自然とのふれあいについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 府民が自然、公園等のグリーンインフラのようなものを楽しめるような記述もあるとよい。 <p>(岡井委員)</p>	<p>さらに、改正された「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和36年法律第191号)が令和5年(2023年)に施行されたことを踏まえて、新たな規制区域を指定し、盛土等の安全性を確保するなど、府域の防災減災対策の推進を図る。</p> <p>また、農地の良好な管理や緑の社会資本である森林の整備保全を通じて、土地保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。</p> <p><u>さらに、生活空間における自然とのふれあいの観点から、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点を身近な地域につくることや、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観の形成を図るとともに、みどりやオープンスペースの特性を生かした災害に強い街づくりを進める。</u></p>	
<p>6 土砂災害特別警戒区域の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な地域に從前から住んでいる方への援助策のようなものが盛り込めないか。 <p>(木村委員)</p>	<p>加えて、常設の危機管理センターの設置や、国のISUT(災害時情報集約支援チーム)との連携体制の確立、洪水氾濫状況等のリアルタイム配信など最先端の危機管理体制を構築することで、平時から、関西広域連合や国土交通省の緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)等との連携や、市町村への技術的支援などにより府内の広域防災活動拠点の整備を促進する。</p> <p><u>あわせて、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等に対して一部費用について支援し移転・改修を図るとともに、市町村と連携し、土砂災害特別警戒区域等において、「水害等避難行動タイムライン」作成の支援を図るなど、危険区域に指定された後の危機管理体制の強化を図る。</u></p>	

委員意見等	対応部分	備考
<p>7 交通基盤の整備についての記載について ・交通基盤の整備のための土地利用・管理については、道路に限定せず他の交通体系について記述できないか。(宇野部会長)</p>	<p>(キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理 府民の暮らしを支え、新たな地域づくりを加速化させるためには、人流・物流、日々の生活の基盤づくりの促進が必要不可欠であり、京都府においても、新名神高速道路や京都南 JCT 等の高速道路ネットワークの整備、JR 奈良線の高速化・複線化などの鉄道の整備、舞鶴港国際ふ頭をはじめとした港湾施設の整備が進められている。<u>また、北陸新幹線やリニア中央新幹線により京都と全国の拠点都市が新たな国土軸で結ばれることが期待されている。</u></p>	<p>▶本文 P 1 4 参照</p>